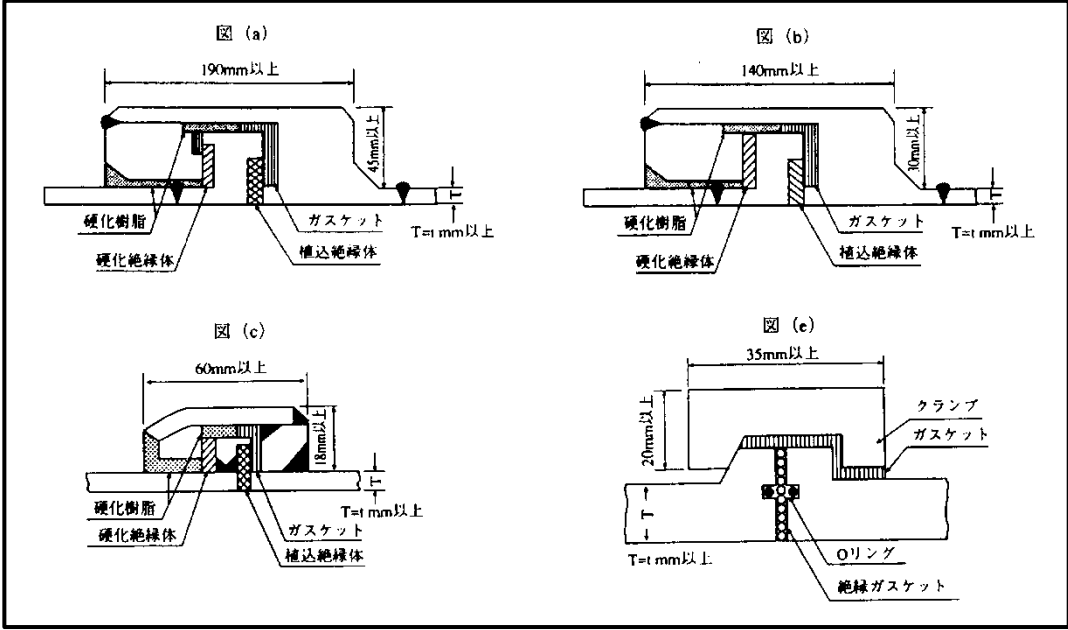
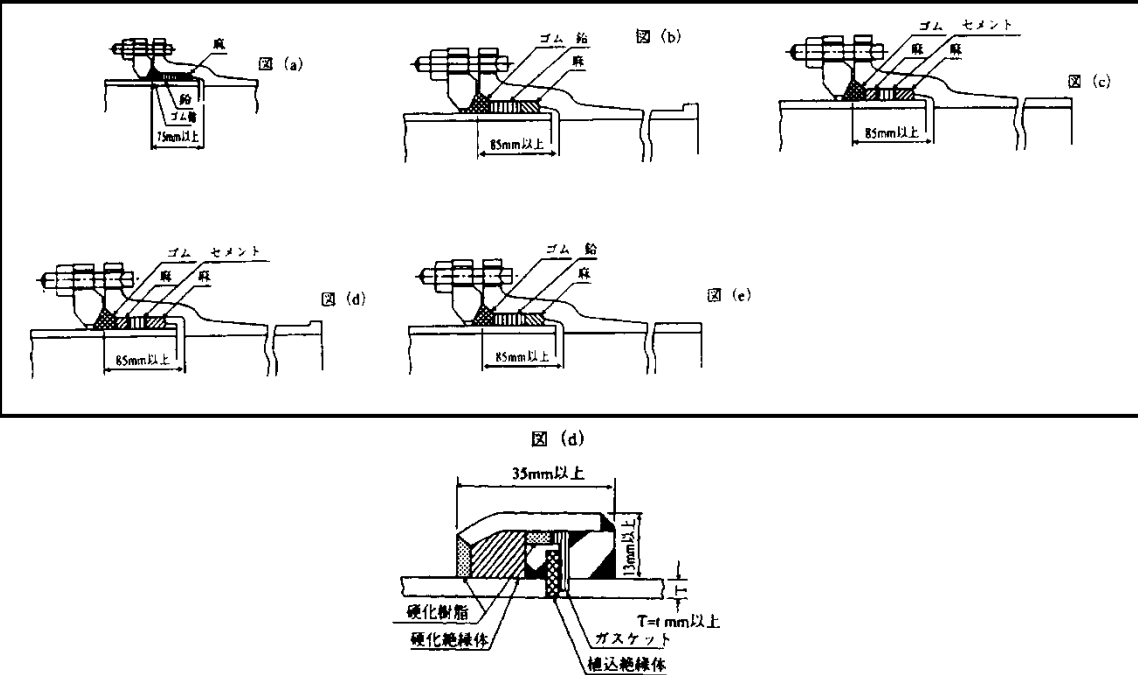
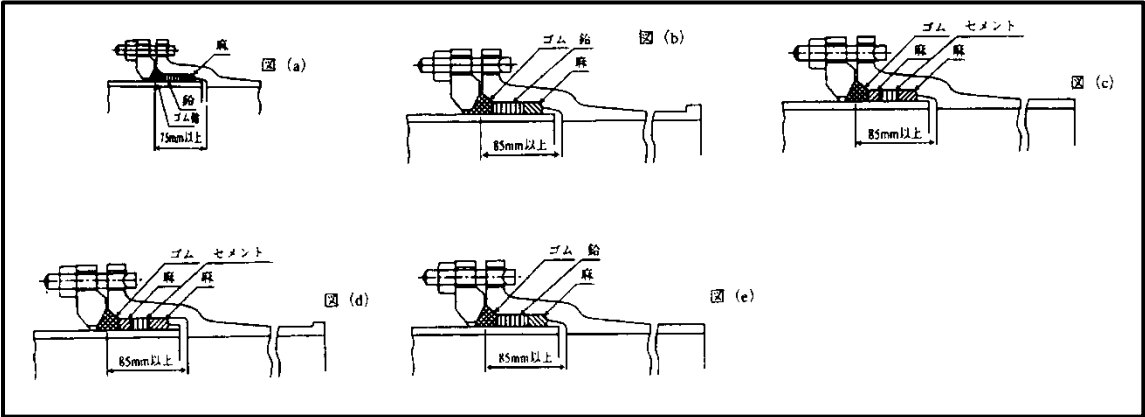
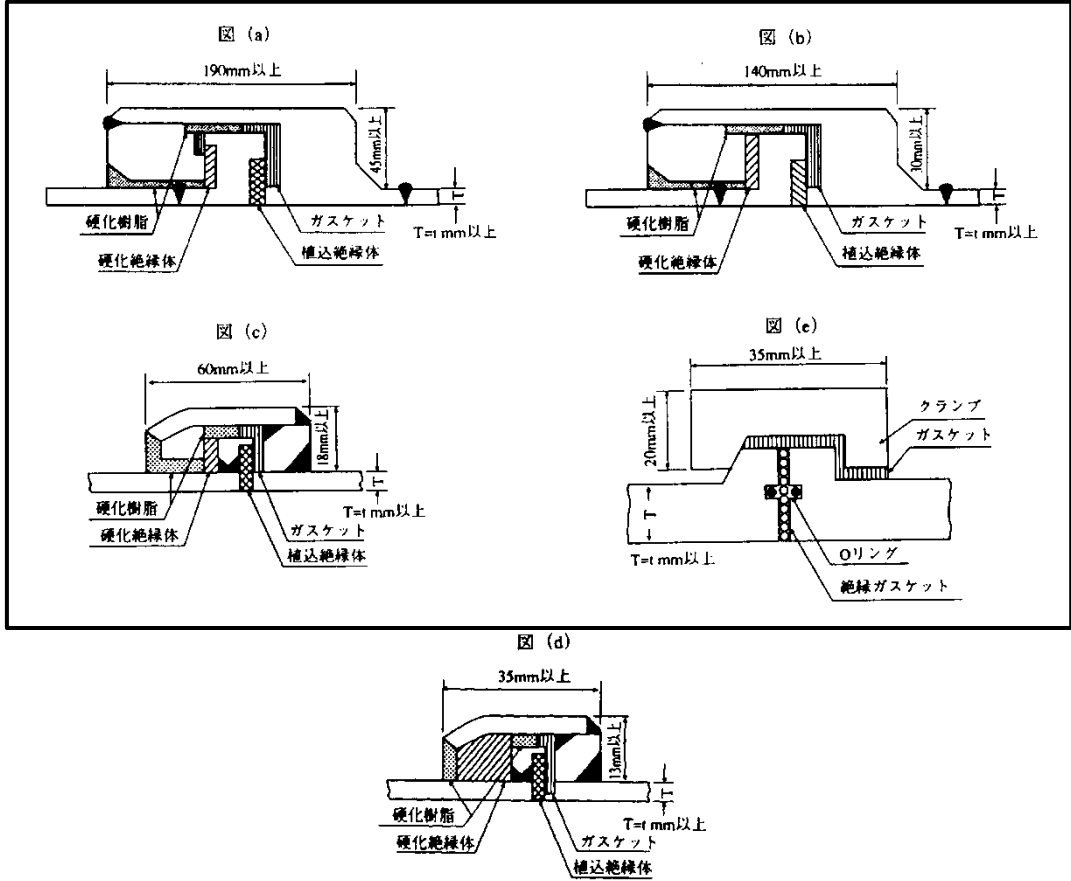


ページ	誤	正	コメント
91	<p>四 第 13 条第 1 項第二号から第七号に規定する材料のクリープ領域に達しない各温度における許容曲げ応力は、次のイからハの規定による。</p> <p>イ 炭素鋼、低合金鋼及び高合金鋼の許容曲げ応力は、各温度における降伏点又は 0.2%耐力の 1/2 若しくは各温度における許容引張応力の値のうちいずれか大なる値</p> <p>ロ 球状黒鉛鋳鉄品、黒心可鍛鋳鉄品、ダクタイル鉄鋳造品、マレアブル鉄鋳造品及び鋳鋼品の許容曲げ応力は、各温度における許容引張応力の 1.2 倍（オーステナイト系ステンレス鋼鋳鋼品及びフェライト系ステンレス鋼鋳鋼品にあっては 1.0 倍）の値</p>	<p>四 第 13 条第 1 項第二号から第七号に規定する材料のクリープ領域に達しない各温度における許容曲げ応力は、次の規定による。</p> <p>イ 炭素鋼、低合金鋼及び高合金鋼の許容曲げ応力は、各温度における降伏点又は 0.2%耐力の 1/2 若しくは各温度における許容引張応力の値のうちいずれか大なる値</p> <p>ロ 球状黒鉛鋳鉄品、黒心可鍛鋳鉄品、ダクタイル鉄鋳造品、マレアブル鉄鋳造品及び鋳鋼品の許容曲げ応力は、各温度における許容引張応力の 1.2 倍（オーステナイト系ステンレス鋼鋳鋼品及びフェライト系ステンレス鋼鋳鋼品にあっては 1.0 倍）の値</p>	<p>METI 制定の「解釈例」そのものの修正ではなく、ガス工作物技術基準・同解釈例の解説（5次改訂版）の誤植の修正です。</p>
146-147	<p>四 第一号及び第二号に掲げる接合の方法のうち、ガス型接合、機械的接合並びに最高使用圧力が高圧及び中圧のフランジ接合及びねじ接合の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>イ ガス型接合は、次の図に示すところによること。</p>  <p>ロ 機械的接合は、次に定めるところによること。</p> <p>(イ) 最高使用圧力が高圧のものにあっては、次の図に示すところによること。</p> 	<p>四 第一号及び第二号に掲げる接合の方法のうち、ガス型接合、機械的接合並びに最高使用圧力が高圧及び中圧のフランジ接合及びねじ接合の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>イ ガス型接合は、次の図に示すところによること。</p>  <p>ロ 機械的接合は、次に定めるところによること。</p> <p>(イ) 最高使用圧力が高圧のものにあっては、次の図に示すところによること。</p> 	<p>METI 制定の「解釈例」そのものの修正ではなく、ガス工作物技術基準・同解釈例の解説（5次改訂版）の誤植の修正です。</p>

	<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>t は第 1 項第一号に規定する導管の最小厚さとする。</li> <li>図(e)については2つ割りのクランプをボルトで締め付けることによりリング及びガスケットを押しつけ、ガスの気密性を保持する機能を有するものであること。</li> <li>接合する管の外径が図(a)にあつては 250mm 以上 1,050mm 以下、図(b)にあつては 125mm 以上 1,050mm 以下、図(c)にあつては 10mm 以上 350mm 以下、図(d)にあつては 10mm 以上 76mm 以下、図(e)にあつては 100mm 以上 800mm 以下のものに適用する。</li> </ol> <p>(以下略)</p>	<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>t は第 1 項第一号に規定する導管の最小厚さとする。</li> <li>図(e)については2つ割りのクランプをボルトで締め付けることによりリング及びガスケットを押しつけ、ガスの気密性を保持する機能を有するものであること。</li> <li>接合する管の外径が図(a)にあつては 250mm 以上 1,050mm 以下、図(b)にあつては 125mm 以上 1,050mm 以下、図(c)にあつては 10mm 以上 350mm 以下、図(d)にあつては 10mm 以上 76mm 以下、図(e)にあつては 100mm 以上 800mm 以下のものに適用する。</li> </ol> <p>(以下略)</p>																	
251	<p>第58条 容器(LNG及びLPG平底円筒形貯槽を除く。)、配管及び導管の突合せ溶接による溶接部(B-1、B-2継手に限る。)のうち次の各号に掲げるものは、その全線について放射線透過試験を行い、これに合格するものでなければならない。</p> <p>一 容器にあつては、次に掲げるもの</p> <p>イ JIS B 8265(2010)「圧力容器の構造—一般事項」の「8.3 a)放射線透過試験」の1)に規定するもの</p> <p>ロ 36%ニッケル合金で作られた容器の胴及び鏡板の溶接部</p> <p>(以下略)</p>	<p>第58条 容器(LNG及びLPG平底円筒形貯槽を除く。)、配管及び導管の突合せ溶接による溶接部(B-1、B-2継手に限る。)のうち次の各号に掲げるものは、その全線について放射線透過試験を行い、これに合格するものでなければならない。</p> <p>一 容器にあつては、次に掲げるもの</p> <p>イ JIS B 8265(2010)「圧力容器の構造—一般事項」の「8.2 a)放射線透過試験」の1)に規定するもの</p> <p>ロ 36%ニッケル合金で作られた容器の胴及び鏡板の溶接部</p> <p>(以下略)</p>	<p>METI 制定の「解釈例」そのものの修正ではなく、ガス工作物技術基準・同解釈例の解説(5次改訂版)の誤植の修正です。</p>																
253	<p>【解釈例解説】</p> <p>表1 JIS B 8265(2010)「圧力容器の構造—一般事項」の「8.2 a)、8.3a)放射線透過試験」の規定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>(1)B-1 継手又はB-2 継手のうち以下に掲げる溶接継手(100%) (略) ・ JIS G 3115 (2010)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120 (2009)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126 (2009)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127 (2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」[付表 2.1.1 の注(43)に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。] の溶接継手 (以下略)</td> </tr> <tr> <td>試験の方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定内容	対象	(1)B-1 継手又はB-2 継手のうち以下に掲げる溶接継手(100%) (略) ・ JIS G 3115 (2010)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120 (2009)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126 (2009)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127 (2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」[付表 2.1.1 の注(43)に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。] の溶接継手 (以下略)	試験の方法	(略)	判定基準	(略)	<p>【解釈例解説】</p> <p>表1 JIS B 8265(2010)「圧力容器の構造—一般事項」の「8.2 a)、8.3a)放射線透過試験」の規定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>(1)B-1 継手又はB-2 継手のうち以下に掲げる溶接継手(100%) (略) ・ JIS G 3115 (2010)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120 (2009)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126 (2009)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127 (2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」[表 B.1 の注<sup>ak)</sup>に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。] の溶接継手 (以下略)</td> </tr> <tr> <td>試験の方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定内容	対象	(1)B-1 継手又はB-2 継手のうち以下に掲げる溶接継手(100%) (略) ・ JIS G 3115 (2010)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120 (2009)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126 (2009)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127 (2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」[表 B.1 の注 <sup>ak)</sup> に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。] の溶接継手 (以下略)	試験の方法	(略)	判定基準	(略)	<p>誤記修正。</p>
項目	規定内容																		
対象	(1)B-1 継手又はB-2 継手のうち以下に掲げる溶接継手(100%) (略) ・ JIS G 3115 (2010)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120 (2009)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126 (2009)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127 (2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」[付表 2.1.1 の注(43)に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。] の溶接継手 (以下略)																		
試験の方法	(略)																		
判定基準	(略)																		
項目	規定内容																		
対象	(1)B-1 継手又はB-2 継手のうち以下に掲げる溶接継手(100%) (略) ・ JIS G 3115 (2010)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120 (2009)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126 (2009)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127 (2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」[表 B.1 の注 <sup>ak)</sup> に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。] の溶接継手 (以下略)																		
試験の方法	(略)																		
判定基準	(略)																		
554	<p>【別添解説】</p> <p>1 規格材料の許容引張応力表は、別添別表第1その1、その2、その3及び別添別表第2に示す。別添別表第1その1及び別添別表第2は、JIS B 8267(2008)の表 B.1、表 B.2 及び表 B.3 に掲げる材料を基に、別添別表第1その2は、日本高圧力技術協会規格 HPIS C105 (2004)「圧力容器及びボイラ用材料の許容引張応力表(引張強さに対する安全率 3.5 対応)」に掲げる WES 材料、並びに JIS G 3101(2010)、JIS G 3452(2010)及び JIS G 4051 (2010)について定めている。また、別添別表第1その3は、36%ニッケル合金について定めている。</p> <p>なお、40℃未満の温度における値は、40℃における値を用いる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>【別添解説】</p> <p>1 規格材料の許容引張応力表は、別添別表第1その1、その2、その3及び別添別表第2に示す。別添別表第1その1及び別添別表第2は、JIS B 8267(2008)の表 B.1、表 B.2 及び表 B.3 に掲げる材料を基に、別添別表第1その2は、日本高圧力技術協会規格 HPIS C105 (2010)「圧力容器及びボイラ用材料の許容引張応力表(引張強さに対する安全率 3.5 対応)」に掲げる WES 材料、並びに JIS G 3101(2010)、JIS G 3452(2010)及び JIS G 4051 (2009)について定めている。また、別添別表第1その3は、36%ニッケル合金について定めている。</p> <p>なお、40℃未満の温度における値は、40℃における値を用いる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>誤記修正。</p>																

602

## 【別添解説】

表2 解釈例と別添の規定内容

項目	解釈例	別添
対象	低温に用いる炭素鋼又は低合金鋼	なし
	JIS G 3115(2005)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120(2003)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126(2004)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127(2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」(付表2.1.1の注 <sup>(43)</sup> に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。)	
	致命的物質又は毒性物質を取り扱う圧力容器に用いられる溶接継手のうち、開口部及び強め材、管台等との溶接継手	同左

(以下略)

## 【別添解説】

表2 解釈例と別添の規定内容

項目	解釈例	別添
対象	低温に用いる炭素鋼又は低合金鋼	なし
	JIS G 3115(2005)「圧力容器用鋼板」、JIS G 3120(2003)「圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板」、JIS G 3126(2004)「低温圧力容器用炭素鋼鋼板」及び JIS G 3127(2005)「低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板」(解釈例別表第1その1の注(43)に掲げる許容引張応力の値を用いたものに限る。)	
	致命的物質又は毒性物質を取り扱う圧力容器に用いられる溶接継手のうち、開口部及び強め材、管台等との溶接継手	同左

(以下略)

誤記修正。